

岩消組予第 59 号
令和 3 年 10 月 1 日

各管理権原者・各防火管理者
各町会長・各自治会長 様

岩見沢地区消防事務組合消防長
(公印省略)

秋の火災予防運動の実施について（ご依頼）

秋涼の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素から、火災予防運動へのご理解ご協力と防火管理に際しまして、特段のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

暖房機器など火気を使用する機会が多くなるなど、火災が発生しやすい時季を迎えることから、大切な生命、財産を守るため火災を未然に防止し、火災による被害の軽減のため別紙実施要綱に基づいて、秋の火災予防運動を実施します。

なお、消防法令により**防火管理者の選任**を義務付けられている建物については、消火・通報・避難訓練を下記のとおり実施するようお願いします。

記

- 1 防火管理者は、消防計画に基づく自衛消防隊が主となる消防訓練（消火・通報・避難誘導）計画を立てて訓練を実施してください。なお、消防職員の立会いについては『制限付き』で再開しておりますので、詳細等は岩見沢消防署ホームページでご確認いただくか、下記問い合わせ先までご連絡ください。
※ 訓練実施回数 ～ 特定防火対象物は年 2 回以上、非特定防火対象物は年 1 回以上
※ 消防訓練について、別に定めた期間において実施している場合は、火災予防運動期間中に実施する必要はありません。
- 2 事前に「自衛消防訓練実施計画書」を提出し、終了後に「自衛消防訓練実施結果報告書」を提出してください。
※ 「自衛消防訓練実施計画書」及び「自衛消防訓練実施結果報告書」は、岩見沢消防署ホームページからダウンロードできます。
- 3 防火管理者選任義務がない建物、又は建物を所有しない町内会において消防訓練実施する場合や、防火DVD放映希望の場合は下記問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】

岩見沢地区消防事務組合	
消防本部予防課	☎22 - 4301
岩見沢署予防係	☎22 - 4380
栗沢支署予防係	☎45 - 2009
北支署予防係	☎56 - 2007
月形支署	☎53 - 2154